租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義 ）（国税 11） （法人住民税：義）（地方税 10）
		②	上記以外の税目	（所得税：外）（国税 11）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。
				《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる民間研究開発投資を促す仕組みとする。 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、イノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 〇既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 〇オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 〇大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 〇税額控除の繰越制度の導入 〇高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 〇中堅企業に対するインセンティブの強化 〇試験研究費の範囲の明確化 〇一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（３年間延長（令和 10 年度末まで）） 〇増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで））

		○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要となる証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ　　等
		《関係条項》 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条、第 42 条の 4
5	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局研究開発戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 7 年 9 月 分析対象期間:令和 4 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成 5 年度創設 ・総額型：平成 15 年度創設 ・高水準型：平成 20 年度創設 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる（総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から 20%又は 30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第４次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで） ・令和 3 年度改正にて、 一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法

				人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで） ・令和 5 年度改正にて、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。ビッグデータやＡＩ等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 3 年間延長（令和 7 年度末まで） ・令和 6 年度改正にて、試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が 0 に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を 1%から 0%に引き下げ。
8	適用又は延長期間			○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要となる証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））</td>
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額（令和 5 年度:22.0 兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同:18.0 兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。
				《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画［令和 3 年 3 月 26 日閣議決定］

				第３章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 １．知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） 〇経済財政運営と改革の基本方針 2025［令和 7 年 6 月 13 日閣議決定］ 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3.「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版［令和 7 年 6 月 13 日閣議決定］ Ⅲ．投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1．中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 Ⅴ．科学技術・イノベーション力の強化 1．産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のイ

				ンセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 　このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 〇産業構造審議会経済産業政策新機軸部会　第4次中間整理　～成長投資が導く 2040 年の産業構造 ～［令和 7 年 6 月 3 日］ Ⅳ. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 （研究開発投資インセンティブの重点化・強化） ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 〇産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～［令和 7 年 4 月 17 日］ 3. 政策の方向性と具体的施策 （1） 戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 ＜具体的施策＞ ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開

				発税制等） ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等） ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 ＜具体的施策＞ ～略～ ・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 7－1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 〇2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） 〇2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置の目標についても同計画を踏まえ設定する。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（本措置の適用期間（3 年間）における目標は約 72 兆円）

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

研究費の推移 （兆円）
<table>
<tr><th></th><th>2021
年度</th><th>2022
年度</th><th>2023
年度</th><th>2024
年度
※</th><th>2025
年度
※</th><th>合計</th><th>目標値
（2021
～2025
年度）</th></tr>
<tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>－
(23.4)</td><td>－
(24.9)</td><td>62.5
(110.7)</td><td>120</td></tr>
</table>
※2024 年度は評価書作成時点（令和 7 年 9 月）では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。

企業の自己負担研究費 （兆円）
<table>
<tr><th></th><th>2021
年度</th><th>2022
年度</th><th>2023
年度</th><th>2024
年度</th><th>2025
年度</th></tr>
<tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
［出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）］

・本措置により、事業者は試験研究費の一定割合を税額から控除できるメリットを享受できるため、研究開発投資の維持・拡大やオープンイノベーションを促進するインセンティブとなる。
我が国全体の研究開発投資の大層を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。
・日本の研究開発税制に関する主な検証として、Kasahara et al.（2014）によれば、研究開発税制（総額型）が導入されなかった場合、2003 年度の日本全体の研究開発投資が 3.0～3.4%低下していたとしている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>〇適用件数実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）
＜一般型＞
令和 4 年度　8,014 件（4,091 件） ※
令和 5 年度　9,047 件（4,910 件） ※
令和 6 年度　9,073 件（4,927 件）（見込み）</td></tr>
</table>

令和 7 年度　9,073 件(4,927 件)(見込み)

＜中小企業技術基盤強化税制＞
令和 4 年度　5,636 件(5,624 件)
令和 5 年度　5,638 件(5,624 件)
令和 6 年度　5,654 件(5,638 件)(見込み)
令和 7 年度　5,654 件(5,638 件)(見込み)

＜オープンイノベーション型＞
令和 4 年度　2,752 件(1,728 件) ※
令和 5 年度　3,120 件(1,974 件) ※
令和 6 年度　2,915 件(1,844 件)(見込み)
令和 7 年度　2,915 件(1,844 件)(見込み)

※ 令和 3 年度までの連結納税制度では、税務申告における適用額明細書は親法人のみ提出されていたが、令和 4 年度よりグループ通算制度が開始され、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。これに伴い、租税特別措置の適用実態調査においても、令和 3 年度までと令和 4 年度以降では適用件数の前提が異なり、令和 4 年度以降は適用件数が大幅に増加している。前回評価時(令和 4 年 8 月)は、令和 3 年度までの連結納税制度の適用実績を基に試算を行っているため、予測値と実績値に乖離が生じている。

〇将来推計
＜令和 8 年度＞
・一般型・戦略技術領域型　9,073 件／事業年度
・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型　5,654 件／事業年度
・オープンイノベーション型　3,613 件／事業年度

＜令和 9 年度＞
・一般型・戦略技術領域型　9,073 件／事業年度
・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型　5,654 件／事業年度
・オープンイノベーション型　3,613 件／事業年度

＜令和 10 年度＞
・一般型・戦略技術領域型　9,073 件／事業年度
・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型　5,654 件／事業年度
・オープンイノベーション型　3,613 件／事業年度

〇業種別適用件数(実績)
業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも以下のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

〇令和 5 年度一般型適用件数

業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)
総計	9,047	4,910

製造業	4,273	1,813
食料品	484	236
化学工業	594	178
金属製品	276	134
機械製造業	478	178
電気機械	443	171
輸送用機械	345	111
その他	1,653	805
卸売業	1,014	588
サービス業	1,760	1,249
その他	2,000	1,260

（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））

○令和5年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用件数	（うち資本金1億円以下の法人）
総計	5,638	5,624
製造業	3,412	3,410
食料品	312	311
化学工業	427	426
金属製品	406	406
機械製造業	462	462
電気機械	399	399
輸送用機械	141	141
その他	1,265	1,265
卸売業	845	839
サービス業	843	843
その他	538	532

（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））

○令和5年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用件数	（うち資本金1億円以下の法人）
総計	3,120	1,974
製造業	1,245	656
食料品	147	86
化学工業	154	57
金属製品	73	50
機械製造業	120	61
電気機械	159	74
輸送用機械	109	39
その他	483	289

卸売業	367	258
サービス業	775	603
その他	733	457

（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、令和 5 年度の適用は 3 人（適用金額 21 百万円）となっている。近年の本措置の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

【算定根拠】

・令和 4 年度、令和 5 年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。

・令和 6 年度は「令和 7 年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

・令和 7 年度～令和 10 年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした上で、令和 8 年度税制改正要望の影響を加味し算出している。

② 適用額

【国税】

〇減収額実績

＜一般型＞

令和 4 年度 7,255 億円（422 億円）
令和 5 年度 8,994 億円（542 億円）
令和 6 年度 9,020 億円（546 億円）（見込み）
令和 7 年度 9,020 億円（546 億円）（見込み）

＜中小企業技術基盤強化税制＞

令和 4 年度 241 億円（237 億円）
令和 5 年度 258 億円（250 億円）
令和 6 年度 258 億円（250 億円）（見込み）
令和 7 年度 258 億円（250 億円）（見込み）

＜オープンイノベーション型＞

令和 4 年度 141 億円（12 億円）
令和 5 年度 226 億円（14 億円）
令和 6 年度 212 億円（13 億円）（見込み）
令和 7 年度 212 億円（13 億円）（見込み）

〇将来推計

＜令和 8 年度＞

・一般型・戦略技術領域型 9,072 億円
・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 276 億円
・オープンイノベーション型 346 億円

＜令和 9 年度＞

・一般型・戦略技術領域型 10,768 億円

・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型　305 億円
・オープンイノベーション型　348 億円

＜令和 10 年度＞
・一般型・戦略技術領域型　11,188 億円
・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型　346 億円
・オープンイノベーション型　348 億円

【地方税】
〇減収額実績
＜中小企業技術基盤強化税制＞
令和 5 年度　18 億円
令和 6 年度　18 億円（見込み）
令和 7 年度　18 億円（見込み）

＜オープンイノベーション型＞
令和 5 年度　0.96 億円
令和 6 年度　0.84 億円（見込み）
令和 7 年度　0.84 億円（見込み）

（出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」）

〇将来推計
＜令和 8 年度＞
・中小企業技術基盤強化税制　19 億円
・オープンイノベーション型　1.5 億円

＜令和 9 年度＞
・中小企業技術基盤強化税制　21 億円
・オープンイノベーション型　1.5 億円

＜令和 10 年度＞
・中小企業技術基盤強化税制　25 億円
・オープンイノベーション型　1.5 億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（7.0%）を乗じた額により算出。

〇業種別適用実績
業種別の適用金額では、一般型は輸送用機械の割合が約 25.2%、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型では化学工業の割合がそれぞれ約 17.1%、約 48.3%と最も高くなっている。
〇令和 5 年度一般型適用金額

（単位：百万円）

業種名	適用金額	（うち資本金 1 億円以下の法人）
総計	899,445	54,237

製造業	733,767	27,933
食料品	22,648	1,467
化学工業	129,315	4,553
金属製品	6,997	922
機械製造業	66,151	2,906
電気機械	79,377	4,064
輸送用機械	226,360	1,970
その他	202,919	12,050
卸売業	56,083	9,500
サービス業	33,566	8,376
その他	76,029	8,427

（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））

○令和5年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

（単位：百万円）

業種名	適用金額	（うち資本金1億円以下の法人）
総計	25,762	25,021
製造業	18,653	18,207
食料品	1,511	1,507
化学工業	4,409	3,967
金属製品	1,655	1,655
機械製造業	2,635	2,635
電気機械	1,723	1,723
輸送用機械	759	759
その他	5,961	5,961
卸売業	3,476	3,187
サービス業	2,409	2,409
その他	1,224	1,218

（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））

○令和5年度オープンイノベーション型適用金額

（単位：百万円）

業種名	適用金額	（うち資本金1億円以下の法人）
総計	22,645	1,379
製造業	18,400	596
食料品	366	35
化学工業	10,931	312
金属製品	40	26
機械製造業	819	48
電気機械	671	27

輸送用機械	515	13
その他	5,057	134
卸売業	739	238
サービス業	478	217
その他	3,029	329

（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））

※なお、総務省「科学技術研究調査」令和 6 年調査結果（令和 5 年度実績）によれば、民間研究開発投資額（18.0 兆円）のうち、製造業の割合は 86.6%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業（28.3%）」、「医薬品製造業（13.0%）」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業（7.3%）」、「化学工業（6.2%）」となっているほか、非製造業の割合は 13.4%となっている。

【算定根拠】
・令和 4 年度、令和 5 年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。
・令和 6 年度は「令和 7 年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。
・令和 7 年度～令和 10 年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした上で、令和 8 年度税制改正の影響を加味し算出している。

③ 減収額

適用額に同じ。

【算定根拠】
適用額に同じ。

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

研究費の推移（兆円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値（2021～2025 年度）
総額	19.7	20.7	22.0	－ (23.4)	－ (24.9)	62.5 (110.7)	120

※2024 年度は評価書作成時点（令和 7 年 9 月）では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。

企業の自己負担研究費（兆円）

	2021	2022	2023	2024	2025

	年度	年度	年度	年度	年度
企業	15.7	17.0	18.0	－	－

［出典:2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）］

達成目標に対する将来の効果 （試算）（兆円）

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	合計	目標値（2026～2028 年度）
総額	(23.4)	(23.4)	(23.4)	70.2	72

※2026 度年以降は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、2024 年度推計値と同数としている。

〇所期の目標の達成状況
官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）であり、達成には至っていない。
目標との乖離について、科学技術・イノベーション基本計画の進捗状況・レビュー（内閣府）によれば、研究開発投資のうち7割を占める企業の研究費の伸びが他の主要国と比べて小さく、改めて、企業の研究開発投資を促進するための方策を検討する必要性が挙げられている。また、我が国の研究力に関しては、研究の生産性、研究に充てる時間、研究人材の数等が課題・論点に挙げられている。
企業の研究開発投資額について、2023 年度の最新の実績では、前年比で約 1.0 兆円増加し、過去 20 年間で最高となったが、更に増加させていくことが必要な状況。研究開発税制は国内外の研究において企業の研究開発投資額に対する正の効果が認められており、所要の重点化等を図った上で、引き続き、実施していく必要がある。

〇達成目標の変更理由
所期の達成目標として引用している第 6 期科学技術・イノベーション基本計画は 2025 年度で終期となるが、2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められている。本措置の目標についても新たな計画を踏まえ、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で達成目標を設定する。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
・令和 5 年度に総務省行政評価局が行った租特の効果検証に関する調査研究において、本措置の特徴として、直接的な因果メカニズムを前提に分析を行っても実態に即した効果が把握できないことに留意が

				必要等の指摘がなされている。学識経験者の見解としても、エビデンスレベルの高い適用群と非適用群の比較検証は困難との見解が示されている。 このため、研究開発に係る企業内部での意思決定過程において本措置がどのように機能しているかを明らかにするため、定性分析として、企業の CTO 等に対するヒアリング調査により、直接的効果を把握した。 〇研究開発税制が企業の研究開発投資の意思決定に与える影響（定性分析） ・研究開発税制の恩恵は大きい。税制の適用状況を含め役員等に報告している。事業戦略の中でも検討されている。 ・研究開発税制の適用金額をまとめて幹部に説明している。本税制により営業キャッシュフローの改善に繋がっている。研究開発税制が研究投資額を増加するインセンティブになっている。 ・研究開発税制の一般型を適用しており、それが前提となり研究開発投資をしている。研究開発投資の規模拡大には寄与していると思う。 ・景気が悪化した際に縮小の抑制になる、税制が下支えになる機能は過去あったと思う。 ・研究開発費が P/L に計上される以上は業績の影響をどうしても受け、企業の研究開発部門は投資対効果を示すことが強く求められる現状がある。このような中で、研究開発税制は企業の研究開発投資マインドを後押しする非常に有効な施策であることは間違いない。企業が持続的なイノベーション活動を展開する上で、研究開発税制の長期的な維持と安定性の確保が必要。 ・新規の事業に取り組むかどうかなど悩んだ際に、費用の面で背中を押してくれる制度として、ありがたいと思っている。 ・研究費の内容は約半分が人件費。研究開発費を増やしたいし、特に博士人材を採用したいと思うが、人件費の要素が大きく増やすことにはためらいもあるため、研究開発税制はありがたい。 ・研究開発税制が縮減されれば、P/L への影響を考慮し、リスクが相対的に高い研究開発、例えば、基盤的な研究開発や中長期を見据えた研究開発の縮減検討をせざるを得ない。日本全体の研究開発力にボディーブローのような影響が出てくる可能性。 ・ステークホルダーに対し、なぜ日本で研究開発を実施するのかの説明を求められる。研究開発税制による効果も加味した投資対効果によって採算等を説明している。現状、日本で研究開発を実施し、マザー工場を立ち上げ、必要に応じ海外も含め生産機能を展開しているが、日本での研究開発の投資対効果が悪くなれば、程度にもよるが、中小企業含むサプライヤーとのすり合わせに強みのある日本以外での研究を求められる可能性も考慮せざるを得ない。 ・日本以外の国・地域から研究開発拠点の立地誘致が来る。営業利益が赤字でも研究開発税制によって採算がトントン程度になる国等、人件費の半額程度を賄ってくれる国等もある。 〇アンケート調査 ・アンケート調査において、本措置が研究開発投資の維持・拡大の後押しになっているか等を調査したところ、研究開発税制の適用を

				受けた回答企業のうち、一般型は約 74%（168 社）、オープンイノベーション型では約 74%（60 社）が、自社の研究開発投資の維持・拡大に対して、本措置が大いに後押しとなっている又は後押しとなっていると回答している。 ・また、研究開発税制がどのような行動の後押しをしているかについての設問では、売上高増加に合わせて研究開発を増加させる後押しになっているとの回答が 15%（35 社）、社内での研究開発予算確保の後押しになっているとの回答が 16%（37 社）、研究開発費の減少幅を抑制する後押しになっているとの回答が 9%（22 社）、となっている。その他の回答としても、新たな研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 59%（139 社）、基礎的・長期的な研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 57%（134 社）、研究人材確保の後押しとなっているとの回答が 22%（52 社）となっている（複数回答可）。本措置が直接的に研究開発投資の維持・拡大の契機となっていることを確認している。 〇直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 ・本措置の分析にあたっては、上述のとおり、エビデンスレベルの高い租特適用群と非適用群を創出した統計的手法による分析には限界があることから、ヒアリング調査及びアンケート調査により、本措置による企業活動の変化の有無を把握している。 ・いずれも本措置の効果のみを対象として調査を行っており、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本措置のみによる直接的効果が把握されている。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 令和 7 年度経産省アンケート調査 （有価証券報告書等で研究開発費を開示している上場企業 2,500 社に対してアンケートを実施（令和 7 年 8 月 14 日時点）
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ー
		⑤	税収減を是認する理由等	企業が行う研究開発投資は、将来の経済成長の礎となるものであり、その成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いもの。また、仮に成果を生んだとしても、競合他社に真似をされ、ただ乗りされてしまう可能性もあり、企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）を持つなどの公共財的な性質を有するものである。 科学技術・イノベーション基本法第 20 条においては、「国は、我が国の科学技術活動及びイノベーションの創出に係る活動において民間事業者が果たす役割の重要性に鑑み、民間事業者の自主的な努力を助長することによりその研究開発及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする」とされており、国は、大企業も含む民間事業者の果たす重要性に鑑み、必要な施策を講ずる必要がある。なお、多くの国が、研究開発税制のような制度により、大企業・中小企業にかかわらず、企業の研究開発投資への税制措置を

				行っているが、OECD は、税制を活用し、企業が研究開発に投資するための財政的インセンティブを提供していることについて、「先端的な知識やその応用への追加的投資は外部波及効果や高い不確実性を伴うため、企業自身が得られる利益を超える恩恵をもたらす可能性があり、それが税の恩典の正当化につながる。」と報告している。 　なお、研究論文（Kasahara et al.（2014））によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第1回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 （令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で延長をすることが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。 規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。 研究開発段階においては、これまで、基本的に、予算措置では重要分野を相対的に高いインセンティブで支援し、研究開発税制では分野を問わず民間の創意工夫を促すようなインセンティブで後押しを行ってき

				た。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要である。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。 実際、OECD（Appelt, S. et al. (2016)）においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致する。 一方で、「科学とビジネスの近接化」の時代に入り、各国は戦略的に重要な技術領域を選定し、政策リソースを重点投下しており、我が国においても、国家として重要な技術分野を特定し、政策リソースを重点投下し、研究開発を含めた一気通貫支援を講じていくことも必要となっている。 研究開発税制に、既存の一般型等とは別に、戦略技術領域を対象とする新類型を創設し、高控除率・別枠控除上限といったインセンティブ性を高めることにより、①新規参入・異業種参入・汎用技術適用も含め、戦略技術領域への民間の研究開発投資を誘発し、重点投資を加速、②予見可能性を確保しつつ、戦略技術領域における民間企業による機動的な創意工夫の引出し、③黒字化・利益増大努力のインセンティブ、といった効果が期待できる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
12	有識者の見解			要望の必要性等が認められる。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 4 年 8 月

別紙１

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

◇一般型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

１．租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の一般型の適用件数は 9,047 件。令和 7 年度経産省アンケートで令和 5 年度の適用有無及び令和 6 年度の適用有無を回答した企業のうち、令和 5 年度の一般型の適用事業者数は 224 法人（件）であり、カバー率は約 2.48%。
（カバー率：224 件÷9,047 件＝2.48 %）

２．当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和 6 年度の一般型の適用予定件数 225 件を割り戻して得られた数 9,073 件を、現行制度の令和 6 年度における一般型の適用見込事業者数とした。
令和 7～10 年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした。
（225 法人÷2.48%＝9,073 件）

【減収見込額】

１．租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度の一般型の適用実績は 899,445 百万円（9,047 件）。

２．令和 5 年度の一般型の 1 件あたりの平均金額は、99.42 百万円。
（平均額：899,445 百万円÷9,047 件＝99.42 百万円）

３．上記【適用見込事業者数】の令和 6 年度の適用見込事業者数（9,073 件）に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 902,038 百万円を、令和 6 年度における一般型の減収見込額とした。
令和 7～10 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
（9,073 件×99.42 百万円＝902,038 百万円）

別紙１

◇中小企業技術基盤強化税制 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

１．租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用件数は5,638件。

２．経産省アンケートで推計した一般型の適用見込み数9,073件は、令和5年度の適用件数9,047件に対して増加率は100.29%。
令和 5 年度の中小企業技術基盤強化税制の適用事業者数の 5,638 件に対して100.29%を掛け合わせて得られた5,654法人を現行制度の令和6年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とした。
令和7～10年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
（一般型の増加率：9,073件÷9,047件＝100.29%）。
（中小企業技術基盤強化税制：5,638件×100.29%＝5,654件）

【減収見込額】

１．租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用実績は25,762百万円（5,638件）。

２．令和 5 年度の中小企業技術基盤強化税制の 1 件あたりの平均金額は、4.57 百万円。
（平均額：25,762百万円÷5,638件＝4.57百万円）

３．上記【適用見込事業者数】の令和6年度の適用見込み数（5,654件）に1件あたりの平均金額を掛け合わせた25,839百万円を、令和6年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。
令和7～10年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
（5,654法人×4.57百万円＝25,839百万円）

別紙１

◇オープンイノベーション型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

１．租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度のオープンイノベーション型の適用件数は3,120件。令和7年度経産省アンケートで得られた令和5年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は 77 法人であり、カバー率は約2.47%。
（カバー率：77法人÷3,120件＝2.47%）

２．当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和6年度のオープンイノベーション型の適用予定事業者数 72 法人を割り戻して得られた数 2,915 件を、令和6年度におけるオープンイノベーション型の適用見込み数とした。
令和 7～10 年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
（72法人÷2.47%＝2,915件）

【減収見込額】

１．租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度のオープンイノベーション型の適用実績は22,645百万円（3,120件）。

２．令和 5 年度のオープンイノベーション型の 1 件あたりの平均金額は、7.26 百万円。
（平均額：22,645百万円÷3,120件＝7.26百万円）

３．上記【適用見込事業者数】の令和 6 年度の適用見込事業者数（2,915 件）に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 21,163 百万円を、令和 6 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
令和 7～10 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
（2,915件×7.26百万円＝21,163百万円）

別紙１

◇令和８年度税制改正に伴う影響

〇適用事業者数の見込（将来推計）
＜一般型・戦略技術領域型＞
令和８年度　：増減なし（9,073 件の内数）
令和９年度　：増減なし（9,073 件の内数）
令和 10 年度　：増減なし（9,073 件の内数）
＜中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型＞
令和８年度　：増減なし（5,654 件の内数）
令和９年度　：増減なし（5,654 件の内数）
令和 10 年度　：増減なし（5,654 件の内数）
＜オープンイノベーション型＞
令和８年度　：698 件
令和９年度　：698 件
令和 10 年度　：698 件

〇減収額の見込（将来推計）
＜一般型・戦略技術領域型＞
令和８年度　：　52 億円
令和９年度　：1,748 億円
令和 10 年度　：2,168 億円
＜中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型＞
令和８年度　：　18 億円
令和９年度　：　47 億円
令和 10 年度　：　88 億円
＜オープンイノベーション型＞
令和８年度　：　134 億円
令和９年度　：　136 億円
令和 10 年度　：　136 億円